

第4章

介護保険事業の推進 (第6期介護保険事業計画)

第4章 介護保険事業の推進

(第6期介護保険事業計画)

第1節 第6期介護保険事業計画の推進に向けて

1. 第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）の位置付け

新宿区の介護保険は、新宿区が保険者となって制度の運営を行っています。介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は、公費で50%、65歳以上の方（第1号被保険者）と医療保険に加入している40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料の50%でまかなわれます。区は、介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。この介護保険事業計画は介護サービスの整備計画であるとともに、区の第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画です。

第6期介護保険事業計画は、平成37（2025）年に向けて、第5期で開始した地域包括ケアの実現に向けての方向性を継承していくものです。

2. 介護保険制度の改正内容

地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
 - ・「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの充実・強化」
- 全国一律の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を区主体で行う地域支援事業へ移行
- 特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定し、中重度者を支える機能に重点化

費用負担の公平化

- 低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- 一定以上所得のある利用者の自己負担の見直し
 - ・一定以上所得のある利用者の自己負担の1割から2割への引き上げや、高額介護サービス費の上限額の引き上げ
 - ・低所得の施設利用者の居住費・食費の負担額の軽減について、対象要件に資産などを追加

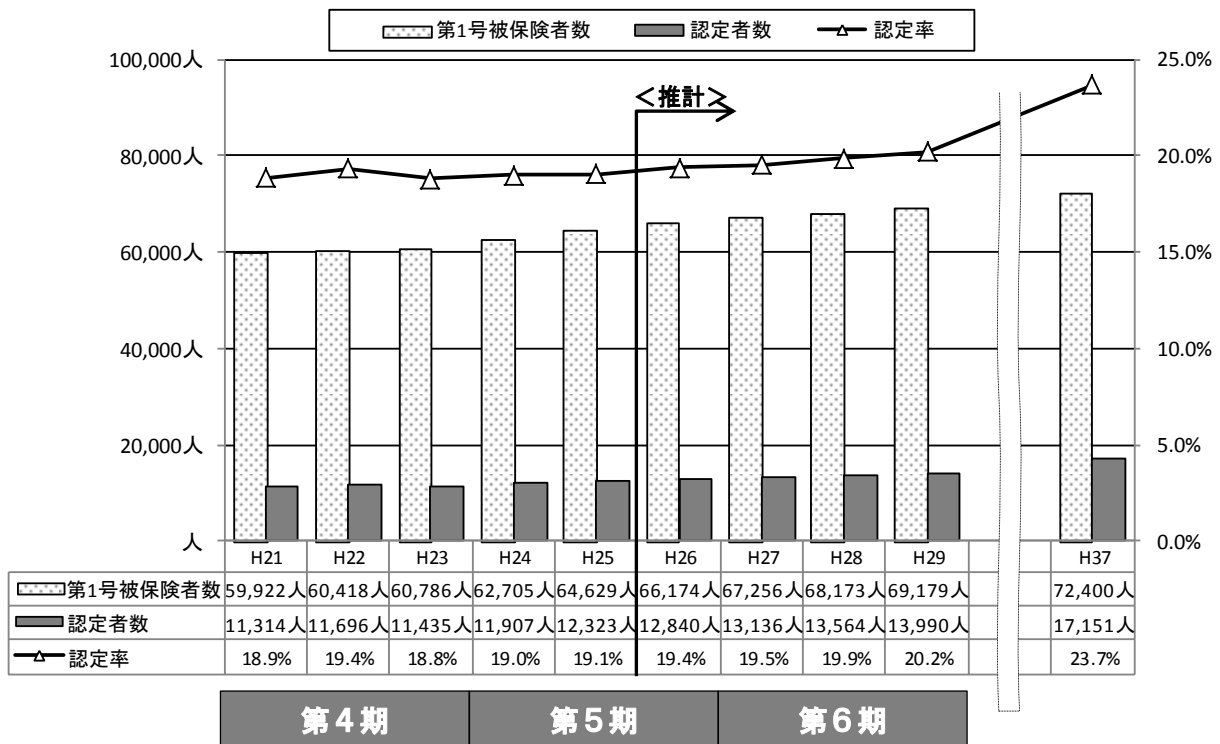
※その他、小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行や、サービス付け高齢者向け住宅の住所地特例への適用等があります

第2節 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移

1. 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移と見込み

高齢化の進展に伴い、第1号被保険者¹は増加が見込まれます。また、平成37年には、75歳以上の高齢者数が増加することに伴い、要支援・要介護認定率²は23.7%と第1号被保険者の約4人に1人が認定者になると見込まれます。

●第1号被保険者数及び認定者数の推移と見込み●

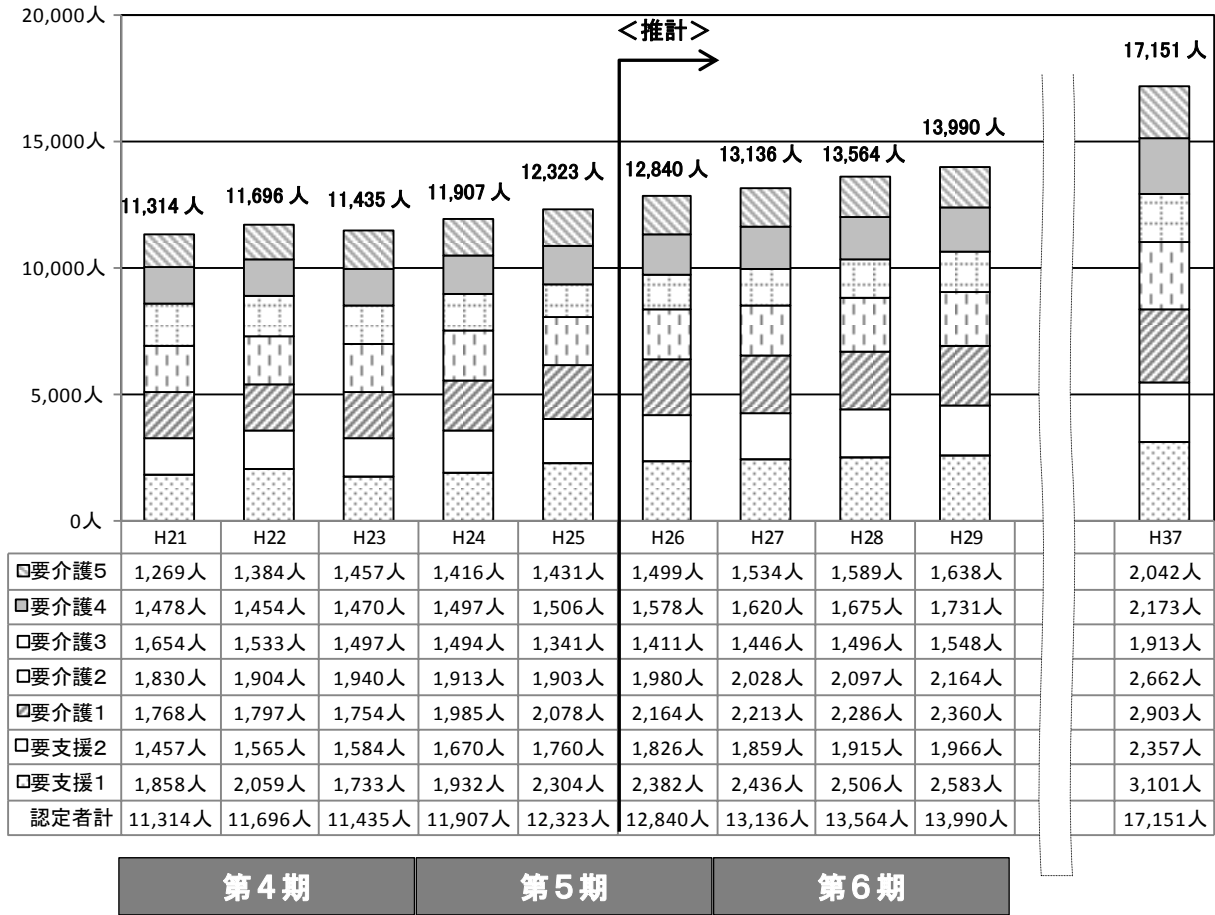


※各年度とも10月1日現在。H26は現在推計値のため、10月1日の確定後に差し替え予定

¹ 区内に住所をもつ65歳以上の高齢者で、外国籍の方や住所地特例（介護保険施設等への入所で施設の所在地に住所を変更した被保険者は、変更前の住所地を保険者とする特例措置）を含みます。このため、住民基本台帳人口とは必ずしも一致しません。

² 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合

●要介護度別の認定者数の推移と見込み●

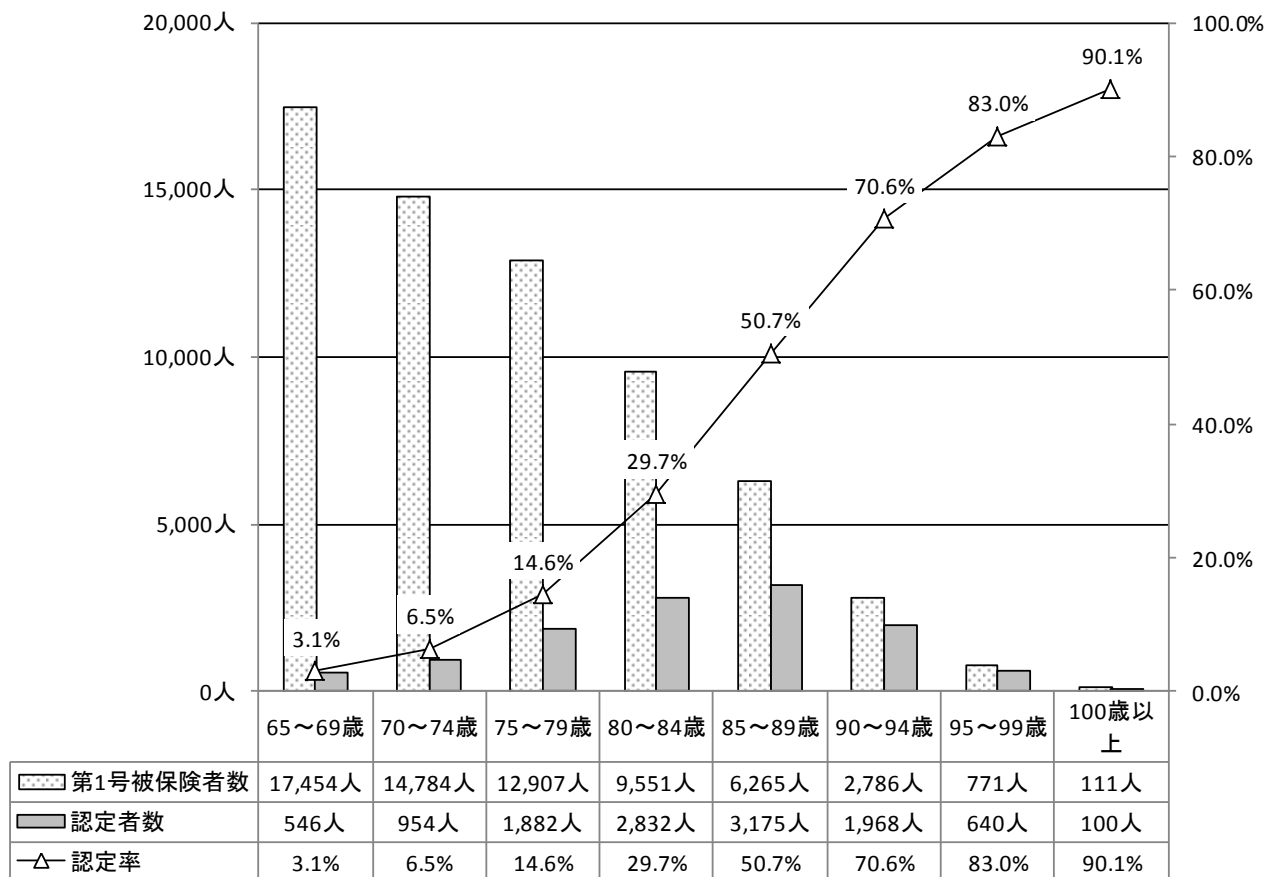


※各年度とも10月1日現在。H26は現在推計値のため、10月1日の確定後に差し替え予定

2. 年齢階層別の認定者数と認定率の現状

年齢階層別で認定率を見ると、年齢が高くなるにしたがって認定率も増加します。特に、85～89歳の区分では認定率が50%を超え、2人に1人が認定者となります。

●年齢階層別の認定者数と認定率●



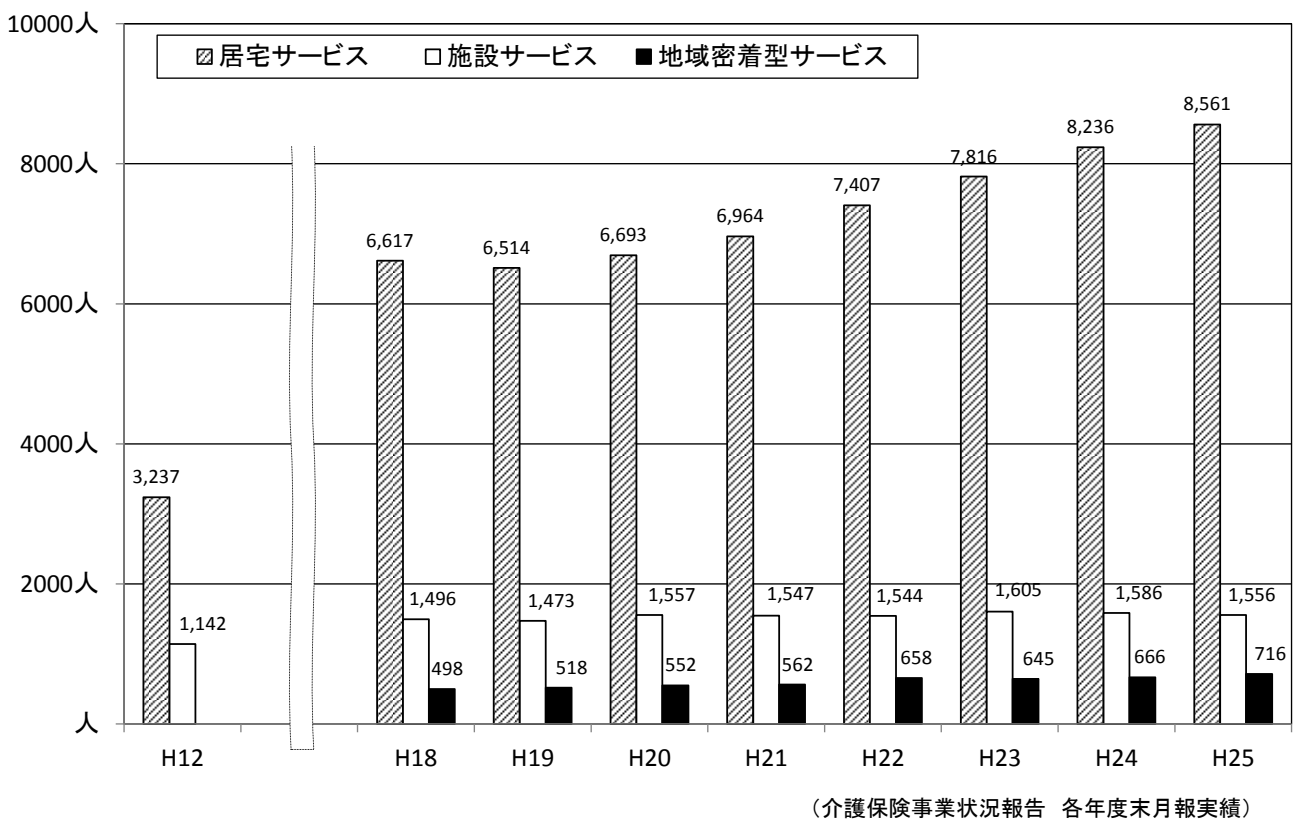
(平成25年10月1日実績)

第3節 介護保険サービスの利用状況

1. サービス別利用者数の実績

居宅サービス利用者数は、平成12年度から平成25年度までに約2.6倍に増加しました。平成18年度に地域密着型サービスが創設され、居宅サービスの一部が移行したことにより、一旦減少しましたが、平成20年度以降はふたたび増加に転じています。施設サービス利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

●居宅・施設・地域密着型サービス別利用者数の実績●

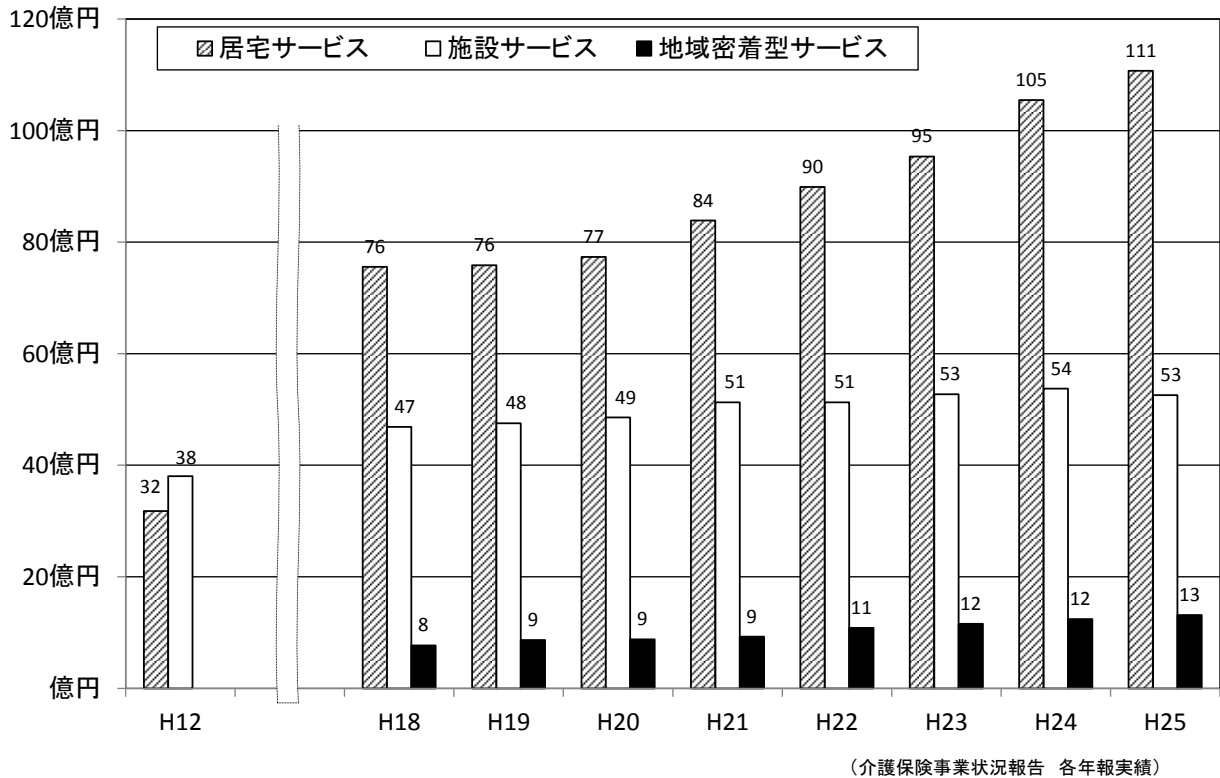


- 居宅サービス : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援居宅介護支援
- 施設サービス : 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- 地域密着型サービス : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2. サービス別給付費の実績

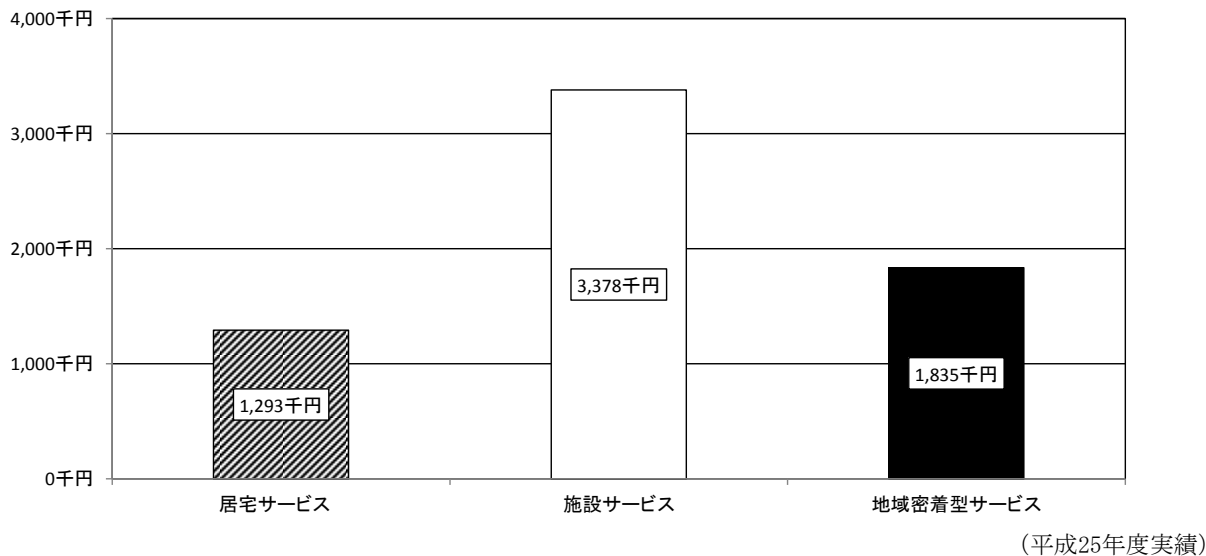
居宅サービス費は、利用者の推移と同様に増加しており、平成12年度から平成25年度までに約3.5倍になっています。施設サービス費は、一人あたりの利用額が高いため、全体に占める割合は利用者数に比べて高くなっています。

●居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の実績●



- 居宅サービス : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援居宅介護支援
- 施設サービス : 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- 地域密着型サービス : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

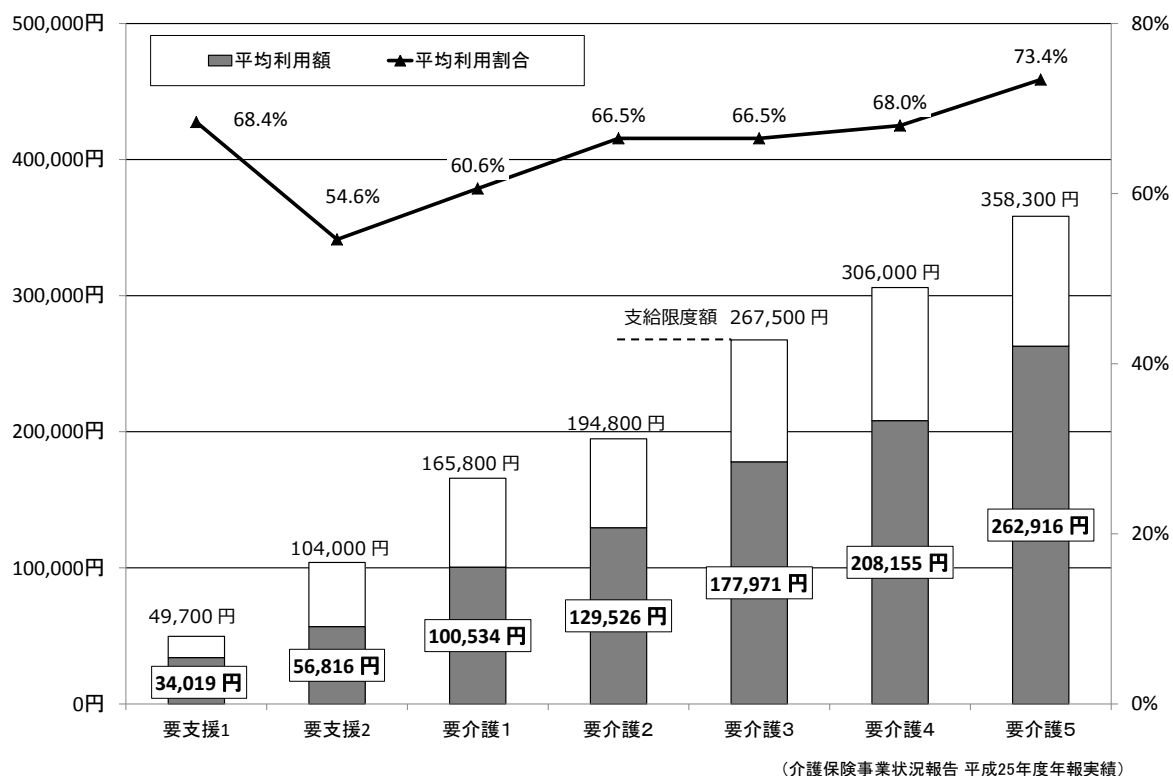
●サービス別利用者一人当たりの年間給付費●



3. 居宅サービスの平均利用額（月額）

居宅サービス1人当たりの平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えていきます。支給限度額に対する平均利用割合も、重度化するに従って高まっている傾向が見られます。なお、第5期までは、利用者の自己負担分は、平均利用額の1割分です。（※第6期からは、所得に応じて1割または2割）

●居宅サービスの平均利用額（月額）●



第4節 介護保険サービスの整備と利用見込み

1. 地域包括ケアの推進

区では、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護や複合型サービスといった地域密着型サービスや在宅サービスを中心に充実させます。

2. 介護保険サービスの充実

(1) 地域密着型サービス等

地域密着型サービスは、各区市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、地域包括ケアの推進の中心として整備を進めていきます。

平成28年度には、西落合都有地や区立中央図書館跡地などの公有地を活用して整備を進めている、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護やショートステイの施設が開設します。また、医療ニーズの高い要介護者を支援する複合型サービスについては、平成26年度に区で初めて1所開設し、さらに平成27年度にも1所開設します。

●整備計画●

(表中の現況：平成26年9月1日現在、目標：平成29年度末)

①認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

	西		中央		東		計		
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	累計
事業所	3	+1	2	+1	3	+1	8	+3	11
定員	54	+18	36	+18	45	+18	135	+54	189

※平成28年度に1所（18人）開設（西圏域）

②小規模多機能型居宅介護

	西		中央		東		計		
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	累計
事業所	0	+2	3	+1	1	0	4	+3	7
登録定員	0	+50	74	+25	25	0	99	+75	174

※平成28年度に3所（25人×3所）開設（西圏域2所・中央圏域1所）

③複合型サービス

	西		中央		東		計		
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	累計
事業所	1	0	0	0	0	+1	1	+1	2
登録定員	23	0	0	0	0	+25	23	+25	48

※平成 27 年度に 1 所（25 人）開設（東圏域）

④ショートステイ

	西		中央		東		計		
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	累計
事業所	2	+3	2	0	3	0	7	+3	10
定員	30	+67	13	0	17	0	60	+67	127

※平成 27 年度に 1 所（20 人）開設（西圏域）

※平成 28 年度に 2 所（20 人・27 人）開設（西圏域 2 所）

（2）特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、在宅生活が困難になった高齢者へのセーフティネットとして整備を進めており、平成 27 年 6 月には、下落合駅前国有地を活用した特別養護老人ホームが 1 所（定員 130 人、併設ショートステイ定員 20 人）開設します。

●整備計画●

（表中の現況：平成 26 年 9 月 1 日現在、目標：平成 29 年度末）

	西		中央		東		計		
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	累計
事業所	2	+1	2	0	3	0	7	+1	8
定員	160	+130	129	0	191	0	480	+130	610

※平成 27 年度に 1 所（130 人）開設（西圏域）

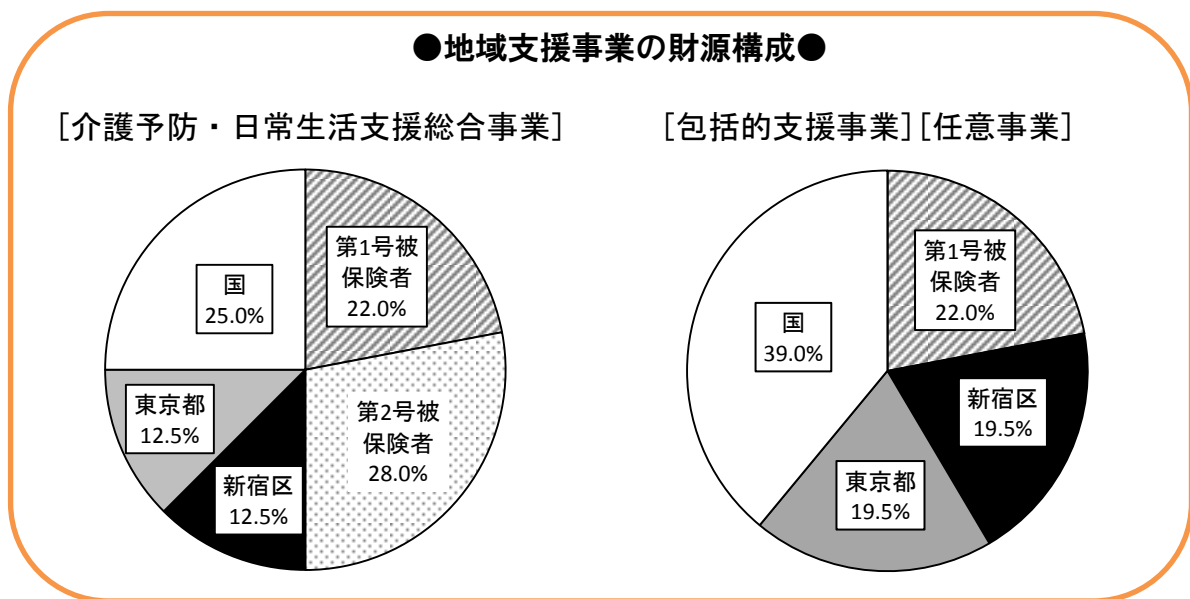
※地域密着型特別養護老人ホーム 1 所含む

3. 地域支援事業

(1) 地域支援事業の制度

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、区が主体となって地域支援事業を実施します。第6期では、介護保険制度改正において、地域包括ケアシステムの構築に向けて大幅に見直されました。

新しい地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業で構成（P39 参照）され、財源構成は下記のとおりです。



(2) 地域支援事業費の見込み

[地域支援事業費の見込み]

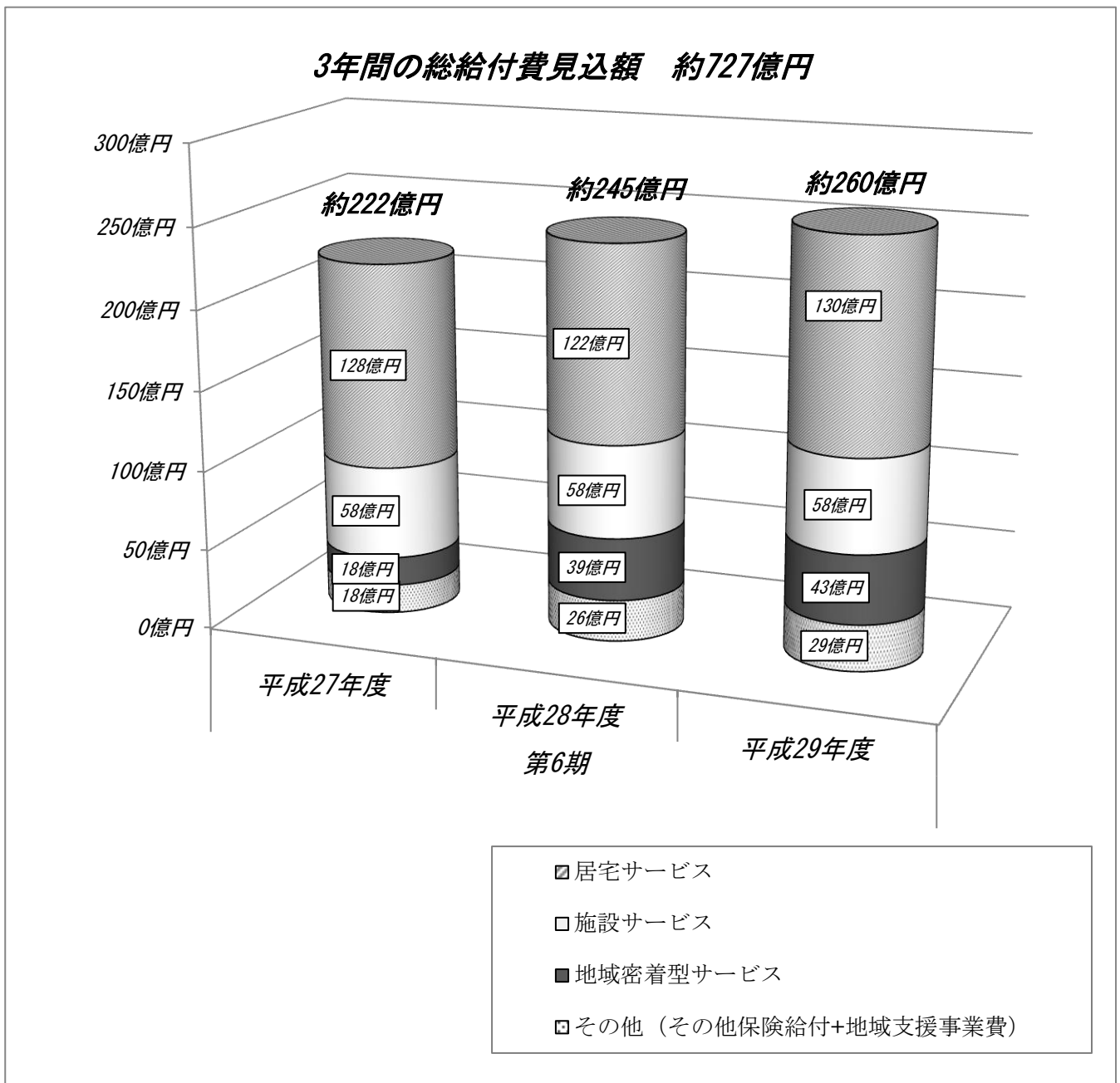
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円
包括的支援事業	地域支援事業費については、事業内容の検討も含めて、現在試算中である。		
任意事業			
地域支援事業費合計	円	円	円

※地域支援事業に要する経費は、制度改正における地域支援事業の費用の考え方で算出する。

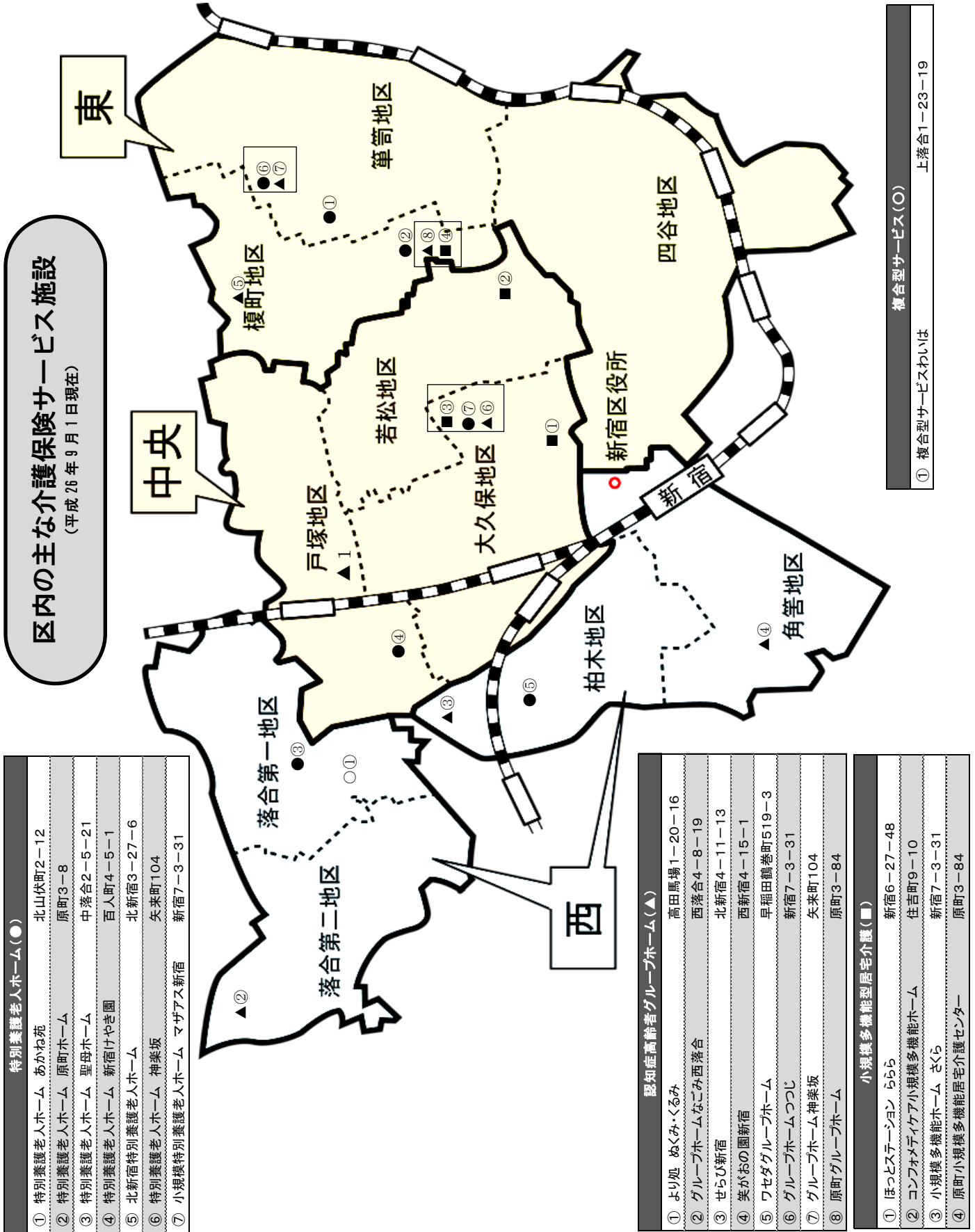
4. サービス量の見込み

高齢化の進展に伴う高齢者数及び要介護認定者数の増加による居宅サービスの利用量の増加、地域密着型サービスや特別養護老人ホーム等の整備計画及び過去の給付実績を踏まえて、第6期のサービス量を概算で見込んだところ、3年間の総給付費は約727億円となりました。

●第6期のサービス量の見込み（給付費見込額）●



5. 介護保険サービスの基盤整備状況



複合型サービス(O) 上落合1-23-19
① 複合型サービスわいは

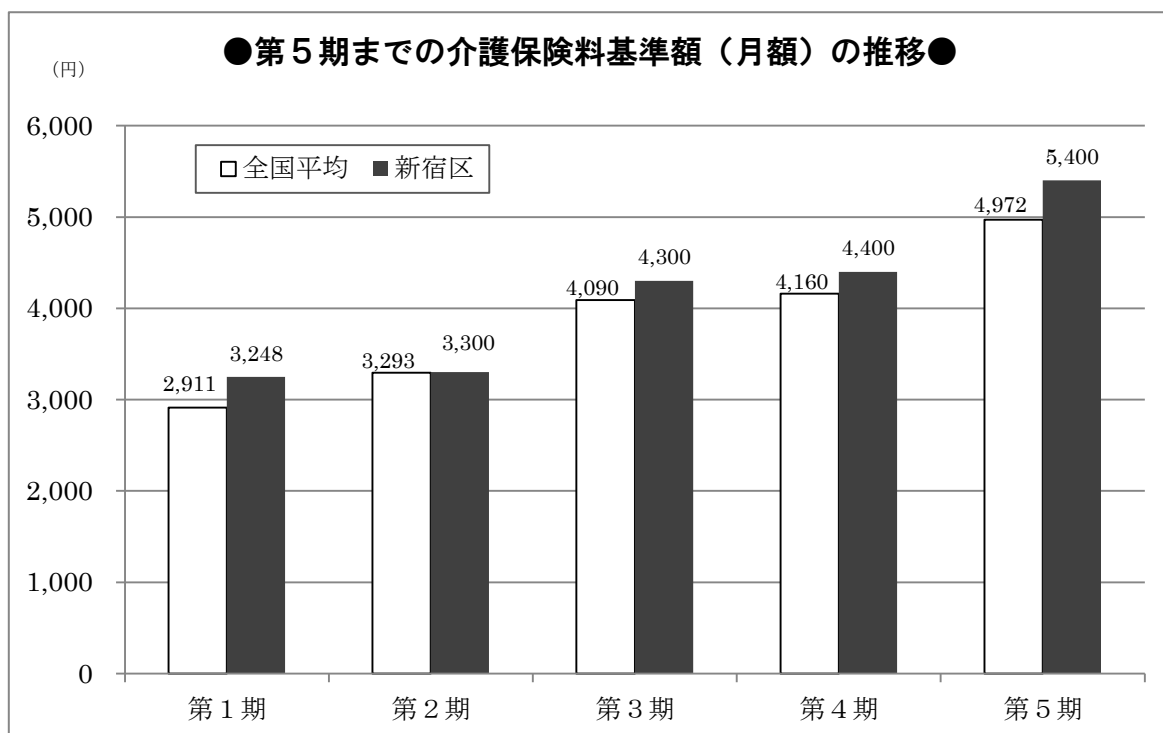
第5節 第1号被保険者の保険料

1. 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額はその区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

従って、区の介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることになります。

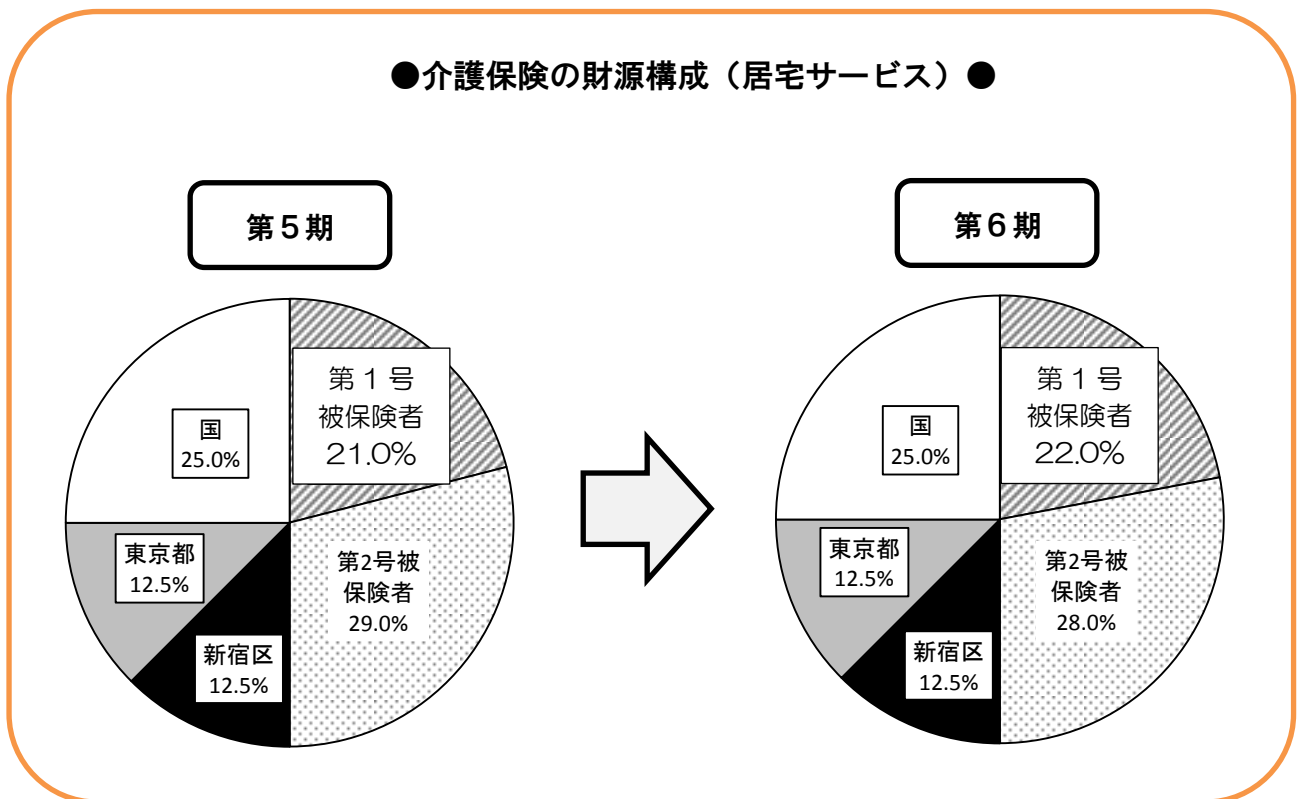
全国平均の介護保険料基準額（月額）は、第1期の2,911円から第5期は4,972円と約1.7倍となりました。一方、新宿区の介護保険料基準額（月額）は、第1期の3,248円から第5期は5,400円と約1.6倍です。



2. 第6期の介護保険料基準額

(1) 第1号被保険者の負担率

第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第5期の第1号被保険者の負担率は21%でしたが、第6期は高齢者数の増加により22%に改正されることが予定されています。



(2) 保険料基準額

保険料基準額の算定にあたっての総給付費の見込みは、高齢化の進展に伴う高齢者数及び要介護認定者数の増加による居宅サービスの利用量の増加、地域密着型サービスや特別養護老人ホーム等の施設開設によるサービスの充実が主な上昇の要因となり、概算で試算したところ、第5期の約634億円から第6期は約727億円に増える見込みです。

この総給付費見込額から、第6期の保険料を大まかに試算すると、6,700円程度になると見込まれます。最終的には、現時点において確定されていない要因等を勘案し、保険料基準額を算定します。

＜今後の保険料基準額に影響を与える主な要因＞

①介護報酬の改定

平成 27 年 4 月に介護報酬の改定が予定されています。なお、平成 27 年 10 月に予定されている消費税増税（8%→10%）の影響も含まれる予定です。

改定は、保険料の算定に影響を及ぼしますが、個々の介護サービスの単価をはじめ、現在のところその内容については未定となっています。

②介護給付準備基金の活用

第 5 期での保険料の剰余金は 9 億円程度と見込まれ、この剰余金「介護給付準備基金」は、第 6 期の保険料の抑制に使います。

※介護給付準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3 年間）を行うことにより、通常、計画期間の初年度に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として 2 年度目または 3 年度目の給付費に充てることとなる。その際の当該剰余金について、適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされている。

3. 第 6 期の保険料段階

区は、負担能力に応じた負担割合とする考え方に基づき、第 5 期では保険料段階を 14 段階とし、きめ細やかな保険料段階を設定しています。

第 6 期においても、制度改正による低所得者の軽減割合の拡大を図りながら、引き続き負担能力に応じた負担割合と多段階設定について検討し、安定的な財政運営を実施していきます。

●第6期介護保険料基準額（月額）の試算イメージ●

《第6期の総給付費》

◎総給付費 約634億円（第5期） ⇒ 約727億円（第6期）

（※総給付費 = 介護保険サービスにかかる保険給付費 + 地域支援事業費）

《主な増加要因》

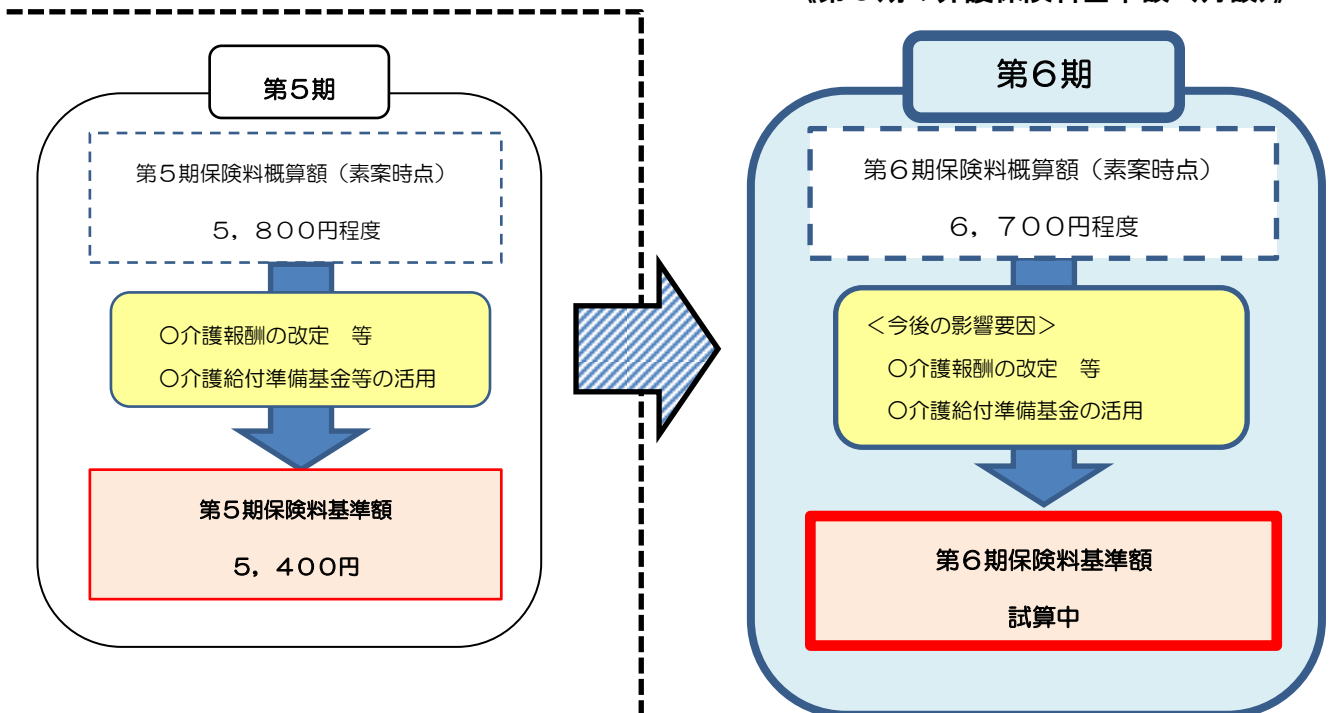
- 高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加
- サービスの充実による利用量の増加
 - ・居宅サービス（訪問介護、通所介護、ショートステイ 等）
 - ・地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 等）
 - ・特別養護老人ホーム

《第1号被保険者の保険料基準額の算定方法》

$$\frac{\text{第6期の総給付費} \times 22\% (\text{第1号被保険者負担割合})}{\text{第1号被保険者数} (\text{第6期の3年間の累計人数})} \div 12 \text{ か月} = \text{保険料基準額 (月額)}$$

※基本的には上記算定式にて保険料基準額（月額）を算定しますが、75歳以上高齢者数、第1号被保険者の所得分布、保険料推定収納率、介護給付準備基金の取り崩しにより最終的に決定します。

《第6期の介護保険料基準額（月額）》



4. 平成 37（2025）年のサービス水準等の推計

第 6 期介護保険事業計画の策定にあたっては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年を見据えて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることが必要であり、新宿区における平成 37（2025）年のサービス水準等を推計しますが、現在試算中です。

なお、国が試算した全国ベースの推計では、給付の総費用額が平成 26（2014）年の約 10 兆円から平成 37（2025）年は約 21 兆円と約 2 倍に増加し、保険料（月額）も第 5 期の全国平均 4,972 円から平成 37（2025）年は 8,200 円程度上昇すると見込んでいます。

●国が試算した平成 37（2025）年のサービス水準等の推計（全国ベース）

	平成 26（2014）年	平成 37（2025）年	備考
給付の総費用	約 10 兆円	約 21 兆円	約 2 倍増
保険料	4,972 円	8,200 円程度	約 3,200 円増

第6節 負担の軽減

1. 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費・食費について、所得等に応じた利用者負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

2. 高額介護（予防）サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額が所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給します。

3. 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として保険給付します。

4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減

生計が困難な方を対象に、社会福祉法人等の提供する介護保険サービスの利用者負担減額を行います。

5. 高齢者夫婦世帯等の居住費・食事費用助成

高齢の夫婦ふたり暮らし世帯などで一方が介護保険施設に入った場合に、在宅で生活される配偶者の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下であるなどの条件に該当する場合には、第3段階とみなして居住費・食費を引き下げます。

6. 旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、平成12年4月1日から所得に応じて軽減措置を設けており、当分の間延長することとされています。また、平成17年10月から、居住費・食費の自己負担額が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることはないよう負担軽減措置を設けています。

7. 通所系サービスにおける食事費用助成

区の独自施策として、利用者負担第1段階から第3段階までの方（生活困難者に対する利用者負担軽減措置事業との併用不可）を対象に、登録された区内通所サービス事業所を利用する場合、1食あたり200円の食事費用を助成します。

8. 高額介護（予防）サービス費等の貸付

高額介護（予防）サービス費が支給されるまでの間や、特定福祉用具販売、住宅改修等のサービス利用の際は、一時的に多額の自己負担が生じることがあります。この場合、保険給付されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

9. 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や施設サービス等の居住費・食費に利用者負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用とすることとしています。